

## ひとり親のご家庭へ、大切なお知らせ

令和3年3月分（令和3年5月支払）から  
障害年金を受給しているひとり親家庭が「児童扶養手当」を受給できるよう見直します。

### ●見直し内容

現在、障害年金を受給しているひとり親家庭は、障害年金額が児童扶養手当額を上回る場合には、児童扶養手当が受給できず、就労が難しい方は、厳しい経済状況におかれています。

そこで、「児童扶養手当法」の一部を改正し、令和3年3月分から、**児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差額を児童扶養手当として受給することができるように見直します。**

なお、障害年金以外の公的年金など（遺族年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など）を受給している方は、公的年金などの額が児童扶養手当額より低い場合、その差額分の児童扶養手当を受給していますが、改正後も同じく、公的年金などの額が児童扶養手当額より低い場合、その差額分の児童扶養手当を受給できます。

### 手当を受給するための手続き

- ・既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方は、原則、申請は不要です。
- ・それ以外の方は、**児童扶養手当を受給するためには、お住まいの市区町村への申請が必要です。**なお、令和3年3月1日より前であっても、**事前申請は可能**です。

### 支給開始月

- ・通常、手当は申請の翌月分から支給開始となりますが、これまで障害年金を受給していたため児童扶養手当を受給できなかった方のうち、令和3年3月1日に支給要件を満たしている方は、令和3年6月30日までに申請すれば、令和3年3月分の手当から受給できます。
- ・令和3年3月分と4月分の手当は、**令和3年5月に支払われます。**

ひとり親のご家庭へ、大切なお知らせ **国の給付金になります！**

## ひとり親世帯臨時特別給付金のご案内

ひとり親世帯を支援するため、給付金を支給します！

### 1. 基本給付

児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等の方への給付※1

#### ●給付金の対象となる方

■以下、①～③のいずれかに該当する方

- ① 令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方
- ② 公的年金等※2を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方※3
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

※1 児童扶養手当法に定める「養育者」の方も対象となります  
 ※2 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など  
 ※3 既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、過去に児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止されたと推測される方も対象となります

#### ●給付額

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

### 2. 追加給付

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方への給付

#### ●給付金の対象となる方

上記、基本給付金対象の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方

#### ●給付額

1世帯5万円

### 給付金の支給手続き

令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方（左記1. ①に該当する方）

- ▶ 基本給付は申請不要です
- ▶ 7月末に郵送した現況届にチラシを同封いたしました。詳しくは、チラシでご確認ください。令和2年6月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込む予定です。

#### 【ご注意ください】

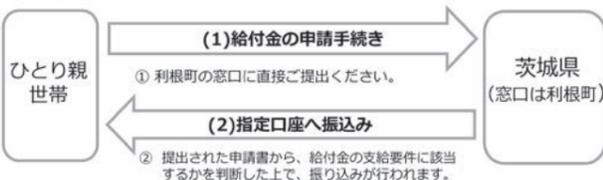
- ※ 給付金を希望しない場合は、子育て支援課までご連絡ください。
- ※ 児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをお願いします。

#### ▶ 追加給付は申請が必要です

- ▶ 定例の現況確認時（8月）などにあわせて、収入が減少している旨の申請を簡易な方法で行っていただきます。申請内容を確認して可能な限り速やかに振り込みます。

それ以外の方（左記1. ②、③に該当する方）

- ▶ 基本給付・追加給付ともに申請が必要です
- ▶ 詳しくはホームページをご確認ください。申請書等を載せる予定です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに子育て支援課の窓口へ直接ご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に可能な限り速やかに振り込みます。



ひとり親世帯臨時特別給付金に関して、ご不明な点があれば、左記までお問合せください。

「ひとり親世帯臨時特別給付金」の  
“振り込み詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

# 児童扶養手当現況届を忘れずに！

現在、児童扶養手当の受給資格認定を受けている方は、**8月31日（月）**までに現況届を提出してください。（現況届の用紙などは、7月末に郵送しました。）前年の所得に応じて、支給額が見直しされますのでご注意ください。

また、監護する児童および父または母が、養育費用として受け取る金品などは、その8割が所得として加算されますので「養育費に関する申告書」に記入し、提出してください。

**※この届出がないと、11月以降の手当を受けることができません。**

### ●児童扶養手当とは？

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

※児童扶養手当を受給するためには役場子育て支援課へ申請（認定請求）が必要です。

### ●対象となる方

次のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童および心身におおむね中度以上の障がいがある場合は20歳未満）について、父・母またはその児童を養育している方（養育者）がその児童を監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父または母が一定程度の障がいの状態にある児童
- ・父または母が1年以上遺棄もしくは拘禁されている児童
- ・母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母の生死が明らかでない児童
- ・母が婚姻によらないで生まれた児童

※次のような場合、対象とはなりません。

- ・児童が児童福祉施設などに入所したり、里親に預けられたとき
- ・父、母または養育者が婚姻の届出はしなくても、事実上の婚姻関係（内縁関係など）があるとき

※上記以外にも対象とならない場合もありますので、必ず事前にご相談ください。

### ●所得制限

手当を受ける人の前年の所得が一定の額以上ある場合は、その年度（11月から翌年の10月まで）は、手当の全部または一部が支給停止されます。（※詳細金額については、お問い合わせください。）

また、所得には、前年父または母および、児童が受け取った養育費の8割が合算されます。なお、扶養義務者（同居の直系血族および兄弟姉妹）などの所得による所得制限もあります。

### ●手当額（月額）

受給資格者（ひとり親家庭の父や母など）が監護・養育する児童の数や受給資格者の所得などにより決められます。

令和2年4月より手当額（月額）は右記金額に改定されています。

| 児童数         | 全部支給    | 一部支給            |
|-------------|---------|-----------------|
| 1人          | 43,160円 | 43,150円～10,180円 |
| 2人<br>(加算額) | 10,190円 | 10,180円～5,100円  |
| 3人<br>(加算額) | 6,110円  | 6,100円～3,060円   |

### ●申請手続きに必要なもの

申請に当たっては、**受給資格者および該当する児童の戸籍謄本**が必要です。

※申請理由や世帯状況などにより必要なものが異なりますので、役場子育て支援課にご相談ください。

### ●公的年金給付との併給

児童扶養手当の受給資格者や対象児童が公的年金給付などを受給できる場合および対象児童が公的年金の加算対象となっている場合は、その受給額および加算額の月額が児童扶養手当月額（所得制限後の額）より低い場合にその差額が支給されます。

児童扶養手当の受給対象に該当する方で申請がお済みでない方は、問い合わせ先にご連絡の上、申請してください。